

## 報告 1

長与小学校体育館改修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第2項の規定により報告します。

令和4年3月1日

長与町長 吉 田 慎 一

## 専 決 処 分 書

令和3年7月16日議会において議決された長与小学校体育館改修工事請負契約について、請負契約の変更を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

### 記

- 1 契約の目的 変更なし
- 2 契約金額 「113,232,900円」を  
「117,494,300円」に変更
- 3 契約の相手方 変更なし

令和4年1月5日

長与町長 吉 田 慎

